

供給確保促進円滑化業務等実施基本指針

令和4年12月23日決定

内閣府
財務省

一 供給確保促進円滑化業務及び供給確保促進業務の基本的な方向に関する事項

特定重要物資等（特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラムをいう。）の安定供給確保のためには、当該特定重要物資等の生産基盤の整備や供給源の多様化等の取組を通じて、そのサプライチェーンの強靱化を図る必要があるが、これらの取組には大規模かつ長期の投資を要し、その投資回収に長期間を要する場合があることから、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難になる場合が想定され得る。

このため、民間金融機関の機能を補完する範囲内で、供給確保計画の認定を受け特定重要物資等の安定供給確保に取り組む者（以下「認定供給確保事業者」という。）に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から指定金融機関を通じて低利・長期の資金を供給する二段階融資の仕組みを創設することとする。資金の貸付けを行うに当たっては、次の1及び2に該当することを要件とする。

- 1 認定供給確保事業者が当該認定を受けた供給確保計画（以下「認定供給確保計画」という。）に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組（以下「認定供給確保事業」という。）を行うために必要な資金の額が原則として五十億円以上であること。
- 2 当該資金の貸付期間が五年以上であること。

二 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金の調達円滑化に関して公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

物資等のサプライチェーンは、民間事業者による自由な経済活動の中で構築されるものであるが、特定重要物資等のサプライチェーンの強靱化による安定供給確保については、民間事業者の経営判断だけに依っていても十分に達成されないおそれがある。このため、民間金融機関の機能を補完する範囲内で、認定供給確保事業に必要な資金について、公庫から指定金融機関への貸付けを通じてその資金調達の円滑化を図ることにより、民間

事業者によるサプライチェーンの強靱化に資する経営判断を後押しすることが重要である。

ただし、特定重要物資等の安定供給確保は、平時から行われる必要があることに鑑みれば、民間事業者の自由な経済活動を極力阻害せず、民間事業者による創意工夫を生かした形で推進していくことが重要である。このため、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないように留意するとともに、民間事業者が講ずる物資に応じた多様な取組がそれぞれ適切に実施・評価されるよう、指定金融機関が目利き・助言等を必要に応じ行うことも重要である。

三 公庫が行う供給確保促進円滑化業務及び指定金融機関が行う供給確保促進業務の内容及びその実施体制に関する事項

- 1 認定供給確保事業者が指定金融機関に対して、認定供給確保事業に必要な資金についての借入れの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、認定供給確保事業者の財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が特定重要物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。
- 2 指定金融機関による貸付けは、他の金融機関等（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）第2条に規定する金融機関のほか、認定供給確保事業者に対する資金供給を行う者をいう。以下同じ。）と協調して実施するものとする。ただし、対象となる認定供給確保計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合はこの限りでない。
- 3 指定金融機関による貸付けの利率は、直近の金融情勢等に応じ、その原資が財政投融資資金であることを踏まえて定めるものとする。
- 4 指定金融機関が確認・審査を行った結果、貸付けの決定を行う場合には、当該指定金融機関は公庫に対して、必要な資金を当該指定金融機関に貸し付けるよう、申請するものとする。
- 5 公庫は、指定金融機関から貸付けの申請を受けた場合には、当該指定金融機関に対して、速やかに、必要な資金の貸付けを行うことができるよう、貸付けの条件その他基本的な事項をあらかじめ定める等の必要な措置を講ずるものとする。この場合において、公庫による指定金融機関

に対する貸付けの利率は、国から公庫に対する財政投融资資金の貸付けの利率と同一の率とする。

- 6 公庫及び指定金融機関は、認定供給確保事業が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携して資金の貸付けを行うものとする。

四 その他供給確保促進円滑化業務及び供給確保促進業務の実施に関し必要な事項

- 1 主務大臣は、認定供給確保事業者に、適切かつ確実に低利・長期の資金が供給されるよう、他の主務大臣、公庫及び指定金融機関と密接に連携することとする。とりわけ、各年度に貸し付けられる資金の累計額が政府関係機関予算総則に記載されている額を上回り、必要な支援が実施できなくなることがないように、内閣総理大臣を中心に必要な調整を行うこととする。
- 2 主務大臣は、安全保障の確保の観点から、適切な供給確保促進業務の実施を担保するため、指定金融機関の指定に当たっては、ガバナンスの健全性・透明性及び情報保全体制が確保されていること並びに外国の法的環境等により供給確保促進業務の適切性が影響を受けるものでないことを確認するものとする。
- 3 主務大臣は、特定重要物資等の安定供給確保に係る低利・長期資金調達支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないように、必要な指導・監督を行うものとする。